

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6674179号
(P6674179)

(45) 発行日 令和2年4月1日(2020.4.1)

(24) 登録日 令和2年3月10日(2020.3.10)

(51) Int.Cl. F I
G06Q 20/32 (2012.01) G06Q 20/32 300
G06Q 20/24 (2012.01) G06Q 20/24

請求項の数 8 (全 13 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2019-147032 (P2019-147032)</p> <p>(22) 出願日 令和1年8月9日(2019.8.9)</p> <p>審査請求日 令和1年8月21日(2019.8.21)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 507283274 株式会社エポスカード 東京都中野区中野4-3-2</p> <p>(73) 特許権者 512051491 株式会社エムアンドシーシステム 東京都中野区中野4-3-2</p> <p>(74) 代理人 100074734 弁理士 中里 浩一</p> <p>(74) 代理人 100086265 弁理士 川崎 仁</p> <p>(74) 代理人 100076451 弁理士 三嶋 景治</p> <p>(72) 発明者 間室 広伸 東京都中野区中野4-3-2 株式会社エポスカード</p> <p style="text-align: right;">最終頁に続く</p>
--	---

(54) 【発明の名称】 クレジット管理システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

クレジットカードの発行手続を行うクレジットカード発行サイト、および、通常のクレジット利用限度額でのクレジットカード番号決済を行うクレジットカード決済手段と、かんたん決済管理番号を利用してかんたん決済管理番号決済を行う、前記クレジット利用限度額より低い額に設定されたかんたん決済管理番号決済手段を有し、顧客IDとパスワードを用いてログインするかんたん決済サイトを備え、クレジットカード発行会社側に設けられた基幹サーバーと、
 前記クレジットカードの加盟店であり、小売りまたはサービス提供サイトおよび前記かんたん決済管理番号決済またはクレジットカード番号決済のいずれかを選択するための決済手段選択サイトを備えた加盟店端末と、
 クレジットカードの申込み、および決済を行う顧客が操作する顧客端末を備え、
 前記顧客端末は、
 顧客端末演算回路と、
 該顧客端末演算回路からの指示を受けて画像を表示するモニターと、
 メールアドレスデータを記憶したメールアドレス記憶部と、
 クレジットカード申込用アプリケーションソフト、および前記かんたん決済サイトにログインするためのかんたん決済ログイン用アプリケーションソフトを記憶するためのアプリケーションソフト記憶手段と、
 メール用アプリケーションソフトを記憶した送受信手段と、

10

20

申込者である顧客の属性情報等を含む申込データを入力するための入力手段を備え、
前記加盟店端末は、前記顧客端末のモニターに表示する、前記クレジットカードの発行申込用の発行申込バナー、および前記かんたん決済を選択するための決済用バナーを記憶するバナー記憶手段を備え、

前記基幹サーバーは、更に、

前記加盟店端末を介して前記顧客端末から送られてきたデータから該顧客端末のメールアドレスデータを記憶するメールアドレス記憶手段と、

前記顧客端末から送られて来た申込データに基づき自社情報によるカード発行について自動審査を行い、「可」、「不可」、「保留」の判断を行う自社自動審査用処理部と、

前記自社自動審査用処理部における判断が「可」または「保留」の判断であったとき、前記申込データに基づき外部照会による自動審査を行う外部自動審査用処理部を備え、

前記顧客端末演算回路は

前記アプリケーションソフト記憶手段から読み出したクレジットカード申込用アプリケーションソフトにより、前記モニターに、申込者データ入力用のカード申込画面を表示し、

申込者である顧客がこの画面から申込データを入力してのカード申込みを行ったとき、

前記基幹サーバーは、前記申込みデータを受信し、前記メールアドレスデータを前記メールアドレス記憶手段に記憶させると共に、前記申込データに基づき前記自社自動審査用処理部によりカード発行についての自動審査を行い、「可」または「保留」の判断であったとき、その顧客に付いてのかんたん決済管理番号およびこのかんたん決済管理番号に紐付けられた顧客IDを発行するとともに、前記顧客IDの通知とかんたん決済が可能である

ことの通知を、顧客端末に行い、
この自社自動審査用処理部での自動審査で、その判断が「可」または「保留」の判断であったとき、更に、前記外部自動審査用処理部をして、前記申込データに基づき自動審査を行い、クレジットカードの発行を承認したとき、その顧客についてのクレジットカード番号を発行し、

前記基幹サーバーは、顧客が前記顧客端末を使用して、前記かんたん決済ログイン用アプリケーションを通じて前記かんたん決済サイトにログインしたとき、当初は、前記かんたん決済管理番号決済手段およびクレジットカード番号決済手段のうち、かんたん決済管理番号決済手段を優先して使用して決済手段を行い、一方、所定の条件が整ったとき、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用

するように設定する決済手段選択部を備えている
ことを特徴とするクレジット管理システム。

【請求項2】

前記外部自動審査用処理部での自動審査が、カード発行を承認したとき、この自社自動審査用処理部からの指示により、実際のクレジットカードを発行し、かつ顧客に発送するための発行・発送処理部を更に備える請求項1のクレジット管理システム。

【請求項3】

前記発行・発送処理部により発送されたクレジットカードを顧客が実際に受け取ったかどうかを確認するため、顧客端末のモニターに表示するためのカード受取確認画面を記憶したカード受取確認画面記憶手段を備えている請求項2のクレジット管理システム。

【請求項4】

前記カード受取確認画面が、カードを受け取っていない旨を指示する未受け欄、カードを受け取った旨を指示する受取欄、および受け取ったクレジットカード番号のうち少なくとも下4桁を入力する入力欄を備えている請求項3のクレジット管理システム。

【請求項5】

顧客が、前記カード受取確認画面の前記入力欄に、受け取ったクレジットカード番号のうち少なくとも下4桁を入力するとともに、前記受取欄を操作して、クレジットカード受取の意思表示をしたとき、前記決済手段選択部は、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用するように設定する請求項4のクレジット管理システム。

10

20

30

40

50

【請求項 6】

前記決済手段選択部は、前記発行・発送処理部がクレジットカードを発送してから所定日数が経過したとき、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用するように設定する請求項 2 のクレジット管理システム。

【請求項 7】

クレジットカード発行会社の代わりに決済の代行を行う代行者側に設けられ、前記基幹サーバーと加盟店端末に接続された代行者サーバーを更に備えている請求項 1 ~ 6 のいずれかのクレジット管理システム。

【請求項 8】

前記顧客端末が、多機能携帯電話機である請求項 1 ~ 7 のいずれかのクレジット管理システム。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クレジット管理システムに関し、特に、決済方法に特徴のあるクレジット管理システムに関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年は、e コマースと呼ばれる電子商取引（バーチャルショップによる）が盛んに行われており、その商取引（購買）の決済には、クレジットカードを使用するの態様が多い。 20
従来、クレジットカードについては、金融、クレジット業界において、店舗サービスカウンターでの即時発行、ATMでの無人発行、ビューロで発行したカードを最速で届ける至急発行等が活発に行われている。

【0003】

ところで、近年においては、例えば、特開 2013 - 178695 号公報に示されているように、申込者は、在宅等において、パソコン等を用いてインターネットを介してクレジットカードの発行申込を行うことが多くなっている。また、このクレジットカード発行手続は、前記 e コマースのサイト内で行われることも多くなっている。

【0004】

しかしながら、このようにパソコン等を用いてクレジットカードの発行申込を行った場合、発行されたクレジットカードは、一般に申込者に郵送等によって届けられることが多く、申込者がクレジットカードをすぐに入手したい場合には不便であり、上記のように e コマースによる購買の場合には、申込みをしても、その購買の決済には間に合わない。 30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献 1】特開 2013 - 178695 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】 40

そこで、本発明は、e コマースで購入し、クレジットカードをインターネットで申し込んだ際、クレジットカードが手許に無くとも、あたかもクレジットカード払いのように後払いが可能なクレジット管理システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記の目的は、本発明の下記（1）～（8）の構成のクレジット管理システムにより達成される。

（1）

クレジットカードの発行手続を行うクレジットカード発行サイト、および、通常のクレジット利用限度額でのクレジットカード番号決済を行うクレジットカード決済手段と、か 50

んたん決済管理番号を利用してかんたん決済管理番号決済を行う、前記クレジット利用限度額より低い額に設定されたかんたん決済管理番号決済手段を有し、顧客IDとパスワードを用いてログインするかんたん決済サイトを備え、クレジットカード発行会社側に設けられた基幹サーバーと、

前記クレジットカードの加盟店であり、小売りまたはサービス提供サイトおよび前記かんたん決済管理番号決済またはクレジットカード番号決済のいずれかを選択するための決済手段選択サイトを備えた加盟店端末と、

クレジットカードの申込み、および決済を行う顧客が操作する顧客端末を備え、

前記顧客端末は、

顧客端末演算回路と、

10

該顧客端末演算回路からの指示を受けて画像を表示するモニターと、

メールアドレスデータを記憶したメールアドレス記憶部と、

クレジットカード申込用アプリケーションソフト、および前記かんたん決済サイトにログインするためのかんたん決済ログイン用アプリケーションソフトを記憶するためのアプリケーションソフト記憶手段と、

メール用アプリケーションソフトを記憶した送受信手段と、

申込者である顧客の属性情報等を含む申込データを入力するための入力手段を備え、

前記加盟店端末は、前記顧客端末のモニターに表示する、前記クレジットカードの発行申込用の発行申込バナー、および前記かんたん決済を選択するための決済用バナーを記憶するバナー記憶手段を備え、

20

前記基幹サーバーは、更に、

前記加盟店端末を介して前記顧客端末から送られてきたデータから該顧客端末のメールアドレスデータを記憶するメールアドレス記憶手段と、

前記顧客端末から送られて来た申込データに基づき自社情報によるカード発行について自動審査を行い、「可」、「不可」、「保留」の判断を行う自社自動審査用処理部と、

前記自社自動審査用処理部における判断が「可」または「保留」の判断であったとき、前記申込データに基づき外部照会による自動審査を行う外部自動審査用処理部を備え、

前記顧客端末演算回路は

前記アプリケーションソフト記憶手段から読み出したクレジットカード申込用アプリケーションソフトにより、前記モニターに、申込者データ入力用のカード申込画面を表示し、

30

申込者である顧客がこの画面から申込データを入力してのカード申込みを行ったとき、

前記基幹サーバーは、前記申込みデータを受信し、前記メールアドレスデータを前記メールアドレス記憶手段に記憶させると共に、前記申込データに基づき前記自社自動審査用処理部によりカード発行についての自動審査を行い、「可」または「保留」の判断であったとき、その顧客に付いてのかんたん決済管理番号およびこのかんたん決済管理番号に紐付けられた顧客IDを発行するとともに、前記顧客IDの通知とかんたん決済が可能であることの通知を、顧客端末に行い、

この自社自動審査用処理部での自動審査で、その判断が「可」または「保留」の判断であったとき、更に、前記外部自動審査用処理部をして、前記申込データに基づき自動審査を行い、クレジットカードの発行を承認したとき、その顧客についてのクレジットカード番号を発行し、

40

前記基幹サーバーは、顧客が前記顧客端末を使用して、前記かんたん決済ログイン用アプリケーションを通じて前記かんたん決済サイトにログインしたとき、当初は、前記かんたん決済管理番号決済手段およびクレジットカード番号決済手段のうち、かんたん決済管理番号決済手段を優先して使用して決済手段を行い、一方、所定の条件が整ったとき、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用するように設定する決済手段選択部を備えている

ことを特徴とするクレジット管理システム。

(2)

前記外部自動審査用処理部での自動審査が、カード発行を承認したとき、この自社自動

50

審査用処理部からの指示により、実際のクレジットカードを発行し、かつ顧客に発送するための発行・発送処理部を更に備える前記(1)のクレジット管理システム。

(3)

前記発行・発送処理部により発送されたクレジットカードを顧客が実際に受け取ったかどうかを確認するため、顧客端末のモニターに表示するためのカード受取確認画面を記憶したカード受取確認画面記憶手段を備えている前記(2)のクレジット管理システム。

(3)

前記カード受取確認画面が、カードを受け取っていない旨を指示する未受け欄、カードを受け取った旨を指示する受取欄、および受け取ったクレジットカード番号のうち少なくとも下4桁を入力する入力欄を備えている前記(3)のクレジット管理システム。

10

(5)

顧客が、前記カード受取確認画面の前記入力欄に、受け取ったクレジットカード番号のうち少なくとも下4桁を入力するとともに、前記受取欄を操作して、クレジットカード受取の意思表示をしたとき、前記決済手段選択部は、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用するよう設定する前記(4)のクレジット管理システム。

(6)

前記決済手段選択部は、前記発行・発送処理部がクレジットカードを発送してから所定日数が経過したとき、かんたん決済管理番号決済手段の優先使用からクレジットカード番号決済手段を優先的に使用するよう設定する前記(2)のクレジット管理システム。

20

(7)

クレジットカード発行会社の代わりに決済の代行を行う代行者側に設けられ、前記基幹サーバーと加盟店端末に接続された代行者サーバーを更に備えている前記(1)~(6)のいずれかのクレジット管理システム。

(8)

前記顧客端末が、多機能携帯電話機である前記(1)~(7)のいずれかのクレジット管理システム。

【発明の効果】

30

【0008】

本発明のクレジット管理システムにおいては、上記したような構成であるので、申し込んだクレジットカードの受取がない場合であっても、上記かんたん決済を用いて決済を行うことができ、顧客にとっては利便性が高く、店舗側にとっては販売促進に繋がるという利点がある。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の実施の形態によるクレジット管理システムの概要を説明するための模式図である。

【図2】図1に示したクレジット管理システムを用いての決済を行う際の概要を説明するための模式図である。

40

【図3】決済時に、顧客の多機能携帯電話機のモニターに表示される決済選択画面である。

【図4】決済時に、顧客の多機能携帯電話機のモニターに表示される決済手段選択画面である。

【図5】決済時に、顧客の多機能携帯電話機のモニターに表示されるかんたん決済ログイン画面である。

【図6】決済時に、顧客の多機能携帯電話機のモニターに表示されるクレジットカード受取確認画面である。

【図7】決済時に、顧客の多機能携帯電話機のモニターに表示されるクレジットカード決

50

済ログイン画面である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、添付図面を参照しつつ、本発明の実施の形態によるクレジット管理システムについて説明する。

図1は、本発明の実施の形態によるクレジット管理システムの模式図である。

【0011】

本クレジット管理システムは、クレジットカード申込み・使用時に用いる顧客端末である多機能携帯電話機10、クレジット管理システムの基幹サーバー30、およびこのクレジット管理システムの加盟店である店舗側の加盟店端末60を備える。

前記顧客端末は、前記の多機能携帯電話機その他、通常のパソコン、タブレット型パソコン等であってよい。

【0012】

前記多機能携帯電話機(以下、端末と称することもある)10は、電話機中央演算回路12、タッチパネル等である入力手段14、カメラである撮像手段16、多機能携帯電話機保持者の漢字氏名、端末ID、携帯電話番号、携帯メールアドレス等を記憶した主メモリ18、クレジットカード申込みアプリケーション用メモリ20、メール用アプリケーションを記憶し、信号の送受信を行う送受信手段22およびモニター24を備えている。なお、前記送受信手段22は、送信手段と受信手段が別個に構成されていても良い。そして、前記モニター24は、タッチパネルとなっていて、入力手段の機能をも果たす。前記メール用アプリケーションは、前記送受信手段22とは別個のメモリに記憶させてもよい。

【0013】

前記基幹サーバー30は、システムセンター内において完全にセキュリティが保たれている。この基幹サーバー30は、クレジットカード申込用アプリケーションを記憶したアプリケーションデータメモリ31、クレジットカード申込用画面データ等を記憶した申込用画面データ等記憶部32、自社情報により自動審査を行う自動審査用処理部34、この自動審査用処理部34の自動審査の判断が「可」または「保留」のとき、かんたん決済管理番号決済の処理を行うためのかんたん決済管理番号を発番するとともに、これに紐付けて、前記かんたん決済サイトにログインするための顧客IDを生成する顧客ID等発行部36、審査結果回答部40、外部自動審査用処理部100に審査照会を行う外部照会部42、外部自動審査結果回答部44およびカード発行データ生成部46を備えている。

【0014】

前記カード発行データ生成部46は、カード番号やカードの有効期限等を生成あるいは決定するものであり、このカード発行データ生成部46には、このカード発行データ生成部46からの諸データを受け、そのデータに基づいてクレジットカードを実際に発行するカード発行装置120が接続されている。

【0015】

前記加盟店端末60は、前記顧客端末10および基幹サーバー30の間に介在し、これらの間でデータおよび情報のやりとりの中継を行う送受信手段62、この送受信手段62からデータや情報を受けて、演算や一時記憶を行う演算回路64、およびこの演算回路64に接続され、前記顧客端末10から操作できるeコマース用アプリケーションを記憶するeコマース用アプリ記憶回路66、および電子決済のためのアプリケーションを記憶する決済アプリ記憶回路68を備えている。

この決済アプリ記憶回路68に記憶された電子決済のためのアプリケーションは、顧客端末10のモニター24に当該クレジットカード申込用のバナーCB(図3)を表示するためのプログラムを備えている。顧客は、自身の顧客端末10のモニター24に表示されたクレジットカード申込用バナーからクレジットカードの発行の申込みを行える。なお、前記クレジットカード申込用のバナーCBは、上記の他、加盟店サイトのいろいろなページ(トップページ、会員専用ページなど)に表示させておいても勿論よい。

【0016】

10

20

30

40

50

次に、以上説明したクレジット管理システムを用いての、実際のクレジットカード発行用審査について説明する。

前記多機能携帯電話機 10 は、そのモニター 24 に表示されたクレジットカード申込用バナー C B を介しての顧客の操作により、中央演算回路 12 からのメールでの指示で、受信手段 22 を介して、基幹サーバー 30 のアプリケーションデータメモリ 31 からクレジットカード申込用アプリケーションを受け、このアプリケーションをアプリケーション用メモリ 20 に記憶する。

【 0017 】

顧客が前記多機能携帯電話機 10 においてクレジットカード申込用アプリケーションを起動すると、前記多機能携帯電話機 10 の電話機中央演算回路 12 は、前記メモリ 20 から読み出したクレジットカード申込用アプリケーションにより、先ず、前記モニター 24 に、顧客の属性およびパスワードを入力するための欄を備えた画面を表示する。

10

【 0018 】

顧客（申込者）がこの画面から前記顧客の属性およびパスワードのデータを入力してのメールによるカード申込みを行ったとき、前記基幹サーバーは、前記メールを受信し、前記メールアドレスデータをメールデータ記憶手段 47 に記憶させると共に、前記自動審査用処理部 34 をして、自動審査を行う。この自動審査の判断が「可」または「保留」のとき、顧客 ID 等発行部 36 をして、前記かんたん決済を行うための顧客 ID を発行し、その後、審査結果回答部 40 をして、審査結果回答メッセージを作成させ、それを前記多機能携帯電話機 10 に送信（eメール）する。これに先立って、あるいは、これと同時に、顧客 ID 等発行部 36 では、基幹サーバー 30 内部でのかんたん決済管理番号決済の処理を行うためのかんたん決済管理番号を発番する。前記顧客 ID は、このかんたん決済管理番号と紐付けられている。

20

【 0019 】

ここで、かんたん決済サイトとは、主として正式なクレジットカード発行前に、前記パスワードと前記顧客 ID の入力のみでログインし、決済を実行できる決済サイトで、クレジットカード番号決済手段による決済（クレジットカード番号決済 = クレジットカードを用いての通常の決済と同じ決済）と、かんたん決済管理番号決済手段による決済（かんたん決済管理番号決済 = 利用限度額が、クレジットカードの利用限度額より低く（例えば、クレジットカードの利用限度額が 50 万円の時に、かんたん決済の限度額は 5 万円のように）設定されていたり、使用回数の制限（例えば、1 回限り）や一回払いのみである等の使用制限が設定される）のいずれかの決済手段による決済を行うためのサイトである。

30

前記基幹サーバー 30 には、このかんたん決済を行うためのコンピュータプログラム等が格納されたかんたん決済処理部 38 を備えている。このかんたん決済処理部 38 には、前記かんたん決済管理番号決済を実行するためのかんたん決済管理番号決済手段 381 およびクレジットカード番号決済を実行するためのクレジットカード番号決済手段 382 が接続されている。

なお、クレジットカード番号決済手段 382 前記基幹サーバー 30 は、勿論、通常のクレジットカード決済を行うためのコンピュータプログラム等が格納されたクレジットカード決済手段 39 を備えている。前記クレジットカード番号決済手段 382 は特別に設けず、このクレジットカード決済手段 39 で代行してもよい。

40

本クレジット管理システムにおいては、クレジットカード発行の申込みをして、その申込みが「可」の通知があってから実際のクレジットカードが手許に届くまでは、前記かんたん決済のかんたん決済管理番号決済が適用されて、クレジットカードが実際に発行されていなくとも後払い決済で買い物が可能である。クレジットカードが実際に発行され、顧客の手許に届いた後には、所定の手続をすることにより、前記かんたん決済処理部 38 により、クレジットカードが顧客に届いたことを確認して、決済方法をかんたん決済管理番号決済からクレジットカード番号決済に切り換えて、クレジットカード本来のサービスが行えるようにする。

【 0020 】

50

前記自動審査において、カード発行を承認したとき、外部審査照会部 4 2 は、外部審査機関 1 0 0 の外部自動審査用処理部 1 0 2 に当該審査を照会し、この外部審査が「可」のとき、すなわち、クレジットカードの発行が承認の場合には、カード発行データ生成部 4 6 をして、カードへの格納事項やインボス事項等のカード発行データを生成させ、前記承認番号に紐付けてそれをカード発行データ記憶手段 5 0 に記憶させておく。同時に、審査結果回答部 4 4 をして、実際のクレジットカードの発行およびそのクレジットカードが郵送される旨の通知を、顧客端末 1 0 に行うことが好ましい。

なお、外部審査機関での審査は、人的審査部 1 0 2 において、人的審査を重ねて行ってよい。

【 0 0 2 1 】

前記クレジットカード発行データは、郵送カード発行装置 1 2 0 に送信され、この郵送カード発行装置 1 2 0 は、上記クレジットカード発行データに基づき実際のクレジットカードを発行し、顧客に郵送するようにする。

【 0 0 2 2 】

前記顧客 ID 等発行部 3 6 が生成した顧客 ID やかんたん決済管理番号は、基幹サーバー 3 0 の内部に配置されるか、または該基幹サーバーに接続されて配置されても良い顧客 ID 等記憶手段 4 8 に記憶される。

【 0 0 2 3 】

郵送カード発行データ生成部 4 6 が作成した郵送カード発行データは、基幹サーバー 3 0 の内部に配置されるか、または該基幹サーバーに接続されて配置されても良いカード発行データ記憶手段 5 0 に記憶される。

【 0 0 2 4 】

前記クレジットカード発行データはカード番号を有しており、このカード番号は、前記かんたん決済管理番号とは異なっている。

【 0 0 2 5 】

前記の審査結果の情報データは、審査情報データファイル 5 2 に記憶される。

【 0 0 2 6 】

次に、図 2 等を参照して、かんたん決済、決済方法の選択、およびかんたん決済における、かんたん決済管理番号決済からクレジット番号決済への切り替えを説明する。なお、この決済においては、加盟店端末 6 0 と基幹サーバー 3 0 の間に、決済代行社の代行社サーバー 1 1 0 が介在して行われるものとする。この代行社サーバー 1 1 0 は、かんたん決済サイト 1 1 2 およびクレジット決済サイト 1 1 4 を備えている。

なお、上では説明しなかったが、基幹サーバー 3 0 は、データの送受信を行う送受信手段 3 3 を備えている。

【 0 0 2 7 】

以上において、顧客が顧客端末 1 0 を介して加盟店の e - コマースで買い物を行い (e - コマースアプリを用いて行う)、〇〇〇クレジットカード会社のサイトで決済を行うことを選択すると、加盟店 PC 6 0 の決済アプリ記憶回路 6 8 に記憶された決済アプリにより、顧客端末 1 0 のモニター 2 4 に図 3 に示したような「決済方法選択画面」 2 4 A が表示される。この決済方法選択画面には、例えば、「現金」、「クレジットカード払い」および「かんたん決済」の別を選択するラジオボタン A 1、A 2、A 3、および選択決定ボタン A 4 を備えている。この例では、かんたん決済をこの画面に表示するようにしたが、クレジットカード会社のサイトに入力したときに表示するようにしてもよい。

【 0 0 2 8 】

前記の選択画面で、クレジットカード決済のラジオボタン A 2 を選択し、選択決定ボタン A 4 をクリックすると、今度は、図 3 に示した「決済画面」 2 4 が表示される。この画面には、〇〇〇クレジットカードの申込用バナー C B も表示されるようにしておくのが好ましい。

【 0 0 2 9 】

前記の選択画面で、かんたん決済のラジオボタン A 3 を選択し、選択決定ボタン A 4 を

10

20

30

40

50

クリックすると、今度は、図5に示した「かんたん決済ログイン画面」24B（以下の説明における画面のデータは基幹サーバー30の図2に示したカード受取確認画面データ等記憶手段49に記憶されているものである）が表示される。このかんたん決済ログイン画面24Bは、前記顧客IDを入力するためのID入力欄B1、前記パスワードを入力するパスワード入力欄B2および実際のログインのためのログインボタンB3を備えている。

【0030】

前記かんたん決済ログイン画面24Bにおいて、ID入力欄B1、パスワード入力欄B2に所定事項を入力し、ログインボタンB3をクリックすると、今度は、図6に示した「クレジットカード受取確認画面」24Cを表示する。このクレジットカード受取確認画面24Cは、クレジットカード番号入力欄C1、既受取確認ボタンC2および未受取確認ボタンC3を備えている。

10

【0031】

ここで、顧客がクレジットカードを受け取っておらず、顧客が未受取確認ボタンC3をクリックすると、そのままかんたん決済管理番号決済手段381によりかんたん決済管理番号決済が行われる。

【0032】

一方、顧客がクレジットカードを既に受け取っていた場合には、顧客によって、既受取確認ボタンC2がクリックされるが、その前提として、クレジットカード番号入力欄C1にクレジットカード番号を入力して貰う。このクレジットカード番号をクレジットカード番号の一部であっても良く、例えば、下4桁が指定される。

20

【0033】

前記決済方法判定部56は、顧客IDとクレジットカード番号入力部に入力されたクレジットカード番号に基づき、顧客がクレジットカードを正式に受け取ったかを判断し、この判断がYESのとき、決済方法をかんたん決済管理番号決済手段381による決済からクレジットカード番号決済手段382による決済に切り換える（優先順位の切り替えを行っても良い）。

【0034】

本クレジット管理システムにおいては、図7に示したクレジット決済画面24Dにおいて、最初に、カード番号入力欄D1および有効期限入力欄D2へのデータの入力によって、クレジットカード決済処理を行う場合にも、このような決済方法の切り替えが行われる。

30

あるいは、前記決済方法判定部56にタイマーを設けておき、例えばクレジットカード発行等の起点から所定時間経過したのち、自動的に切り換えたり、または、当該クレジットカードが自社カードの場合には、会員のみキャンペーン等のお知らせ等を行う会員専用サイトやeコマース部門のためのeコマースサイトをもっている場合があるが、このサイトログインする際に、クレジットカード番号の入力が必須の場合には、これらの会員専用サイトやeコマースサイトに最初にログインしたとき前記切り替えが行われるようにしてもよい。

【0035】

このようかんたん決済管理番号決済からクレジットカード番号決済に切り替わることにより、利用上限額が大きくなるとともに、支払方法（一回払いの他、分割払い、リボリング払い、ボーナス併用払い等）の自由度が増し、顧客が本来のクレジットカードの利点を享受できる。

40

【0036】

なお、本クレジット管理システムにおいては、顧客が前記かんたん決済のサイトにログインしても、決済サイトがクレジットカード決済に切り替わった場合、あるいは切り替わっていた場合は、クレジットカード決済によって決済される。これにより、クレジットカード決済の場合には、ポイントが付与される場合には、その特典を享受できる。

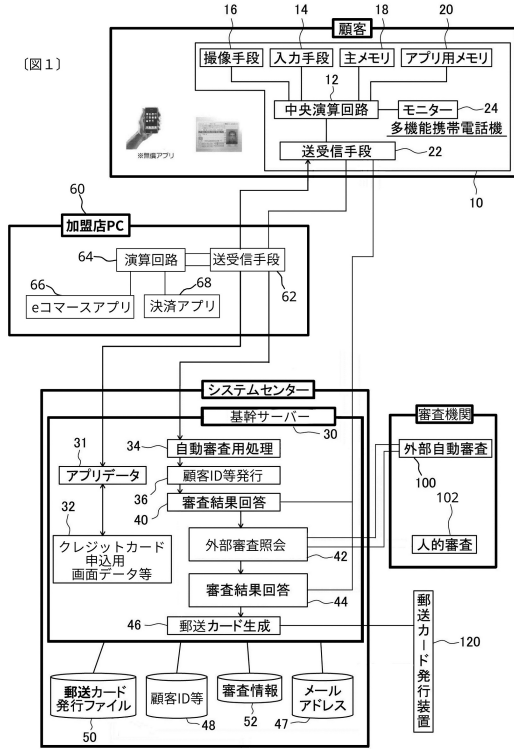
【符号の説明】

【0037】

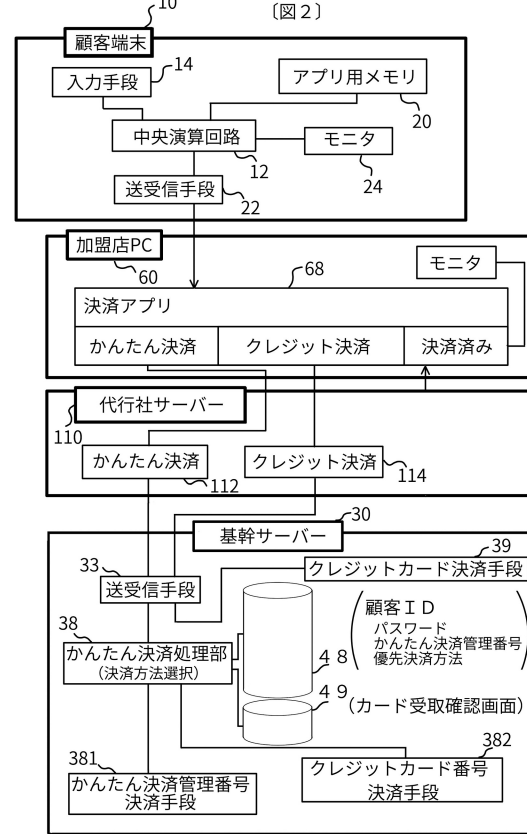
50

1 0	多機能携帯電話機	
1 2	中央演算回路	
1 4	入力手段	
1 6	撮像手段	
1 8	主メモリ	
2 0	アプリケーション用メモリ	
2 2	送受信手段	
2 4	モニター	
3 0	基幹サーバー	
3 1	アプリケーションデータメモリ	10
3 2	クレジットカード申込用画面データ等記憶部	
3 4	自動審査用処理部	
3 6	顧客ID等発行部	
3 8	かんたん決済処理部	
4 0	審査結果回答部	
4 2	外部照会部	
4 4	審査回答部	
4 6	カード発行データ生成部	
4 8	顧客ID等データファイル	
5 0	カード発行データファイル	20
5 2	審査情報データファイル	
1 0 0	外部自動審査処理部	
1 0 2	人的審査処理部	
3 8 1	かんたん決済管理番号決済手段	
3 8 2	クレジットカード番号決済手段	
【要約】	(修正有)	
【課題】	クレジットカードが手許に無くとも、あたかもクレジットカード払いのように後払いが可能なクレジット管理システムを提供する。	
【解決手段】	クレジット管理システムにおいて、通常のクレジット利用限度額でのクレジットカード番号決済を行うクレジットカード決済手段と、かんたん決済管理番号を利用してかんたん決済管理番号決済を行う、クレジット利用限度額より低い額に設定されたかんたん決済管理番号決済手段を有し、顧客IDとパスワードを用いてログインするかんたん決済サイトを備えた基幹サーバーと、決済手段選択サイトを備えた加盟店端末と、顧客端末を備える。基幹サーバーは、顧客がかんたん決済サイトにログインしたとき、かんたん決済管理番号決済手段を優先して使用して決済手続を行い、所定の条件が整ったとき、クレジットカード番号決済手段を優先的に使用するよう設定する決済手段選択部を備えている。	30
【選択図】	図 2	

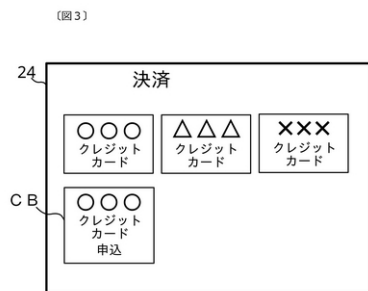
【図1】



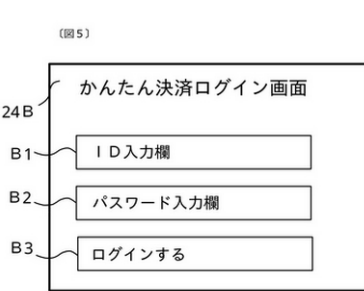
【図2】



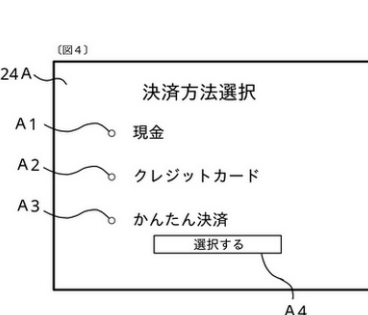
【図3】



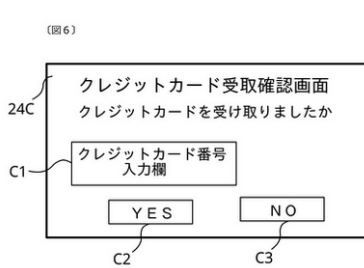
【図5】



【図4】

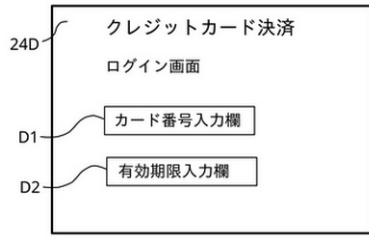


【図6】



【図7】

〔図7〕



フロントページの続き

(72)発明者 土田 祐次郎
東京都中野区中野4 - 3 - 2 株式会社エムアンドシーシステム内

審査官 上田 威

(56)参考文献 特開2017 - 199325 (JP, A)
特開2002 - 032687 (JP, A)
特開2015 - 148983 (JP, A)
国際公開第01/095204 (WO, A1)
加盟店サイトのシステム投資は一切不要!“仮想クレジットカード番号”によるEC決済が登場
 , CardWave, 日本, (株)シーメディア, 2001年10月10日, 第14巻第11号
 , 第40頁

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06Q 10/00 - 99/00